

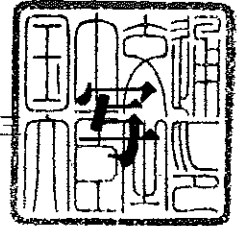


# 認定書

国住指第1117号  
平成 18年 10月 19日

田中サッシュ工業株式会社  
代表取締役 東田 誠之 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第112条第14項第二号(防火設備の作動性能等)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
CAS-0308
  2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
網入板ガラス入鋼製引き戸(準耐火構造壁・床付き)
  3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り
- (注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：

網入板ガラス入鋼製引き戸（準耐火構造壁・床付き）

2. 申請仕様の構成：

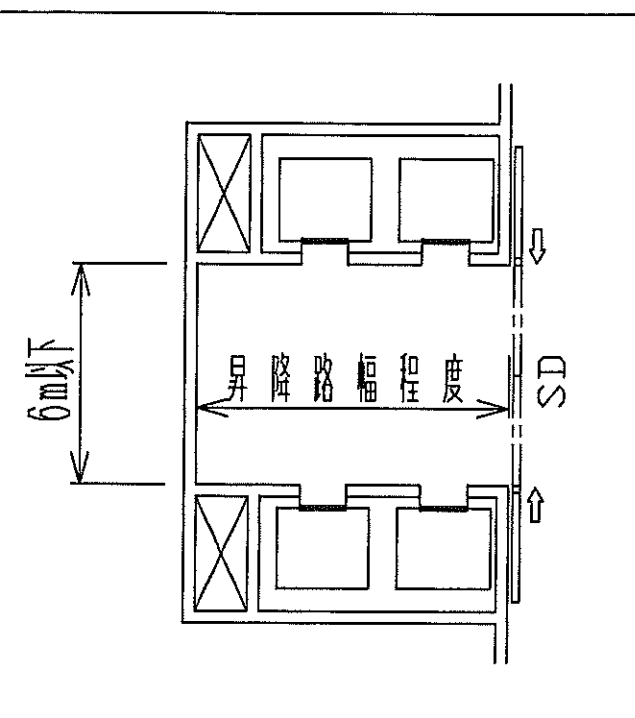
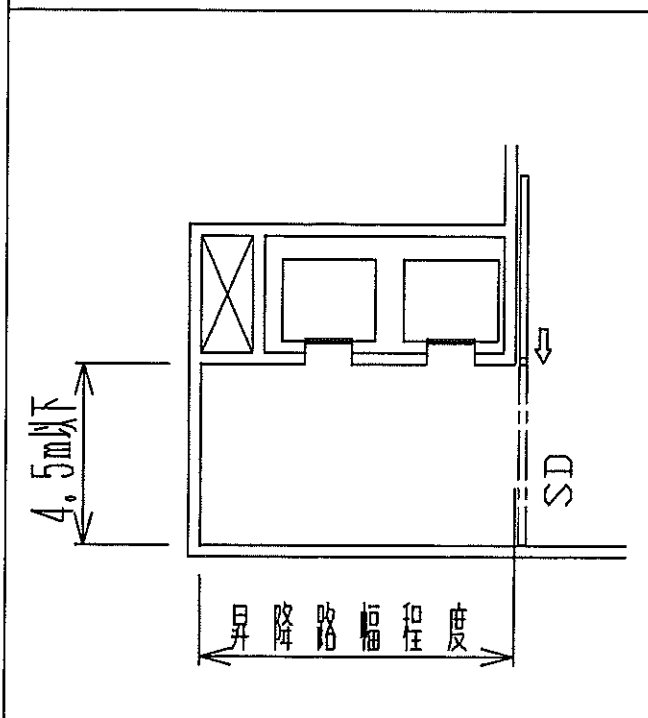
本申請に係る仕様は、以下の通りとする。

- (1) エレベーター乗り場戸及び鋼製引き戸（網入板ガラス入りのものを含む）は、平成12年建設省告示第1369号に規定する特定防火設備又は平成12年建設省告示第1360号に規定する防火設備とする（遮炎性）。
- (2) 壁及び床は準耐火構造とする。
- (3) 外気に向かって開くことができる窓及び排煙設備の排煙口にあつては、これを(2)の壁又は天井に設けることができる。
- (4) 鋼製引き戸は、片引き又は引き分けによる両引きとする。
- (5) 当仕様を構成する空間の内装の仕上げは準不燃材料とする。
- (6) 当仕様を構成する空間の幅は昇降路の幅に、柱、はり、パイプスペース等平面計画上必要とするものを加えた最小限の幅とする。
- (7) 当仕様を構成する空間の奥行きは、可動の乗降の空間の場合で1m以内、対面式のエレベーターのあるロビーの場合で6m以内、前記以外の場合で4.5m以内とする。
- (8) (6)及び(7)における幅及び奥行きは、非常用エレベーターの避難階における乗降ロビーにあつては、消防隊の活動に必要な大きさとする事ができる。
- (9) エレベーター1列の台数は、6台までとする。
- (10) 煙感知器は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2第1項の規定による検定に合格したものであるとする。
- (11) 連動制御器は、以下の要件を満足するものとする。
  - (1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの。
  - (2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの。
  - (3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの。
    - (i) 昭和45年建設省告示第1829号第二号及び第三号に定める基準によるもの。
    - (ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路(電源に接続する部分及び消防法施行令(昭和36年政令第37号)第7条第3項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。)に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの。
- (12) 自動閉鎖装置は、以下の要件を満足するものとする。
  - (1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火戸を自動的に閉鎖させるもの。
  - (2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、上記(11)の(3)に定めるものであるもの。
- (13) 予備電源は、昭和45年建設省告示第1829号第四号に定める基準によるものであること。
- (14) 本仕様に用いられる気密材については、使用頻度等により所要の性能が損なわれる恐れがある為、十分維持保全を行うものとする。
- (15) 当該防火設備内に物品が置かれると、所要の性能が損なわれる恐れがある為、十分維持管理を行うものとする。

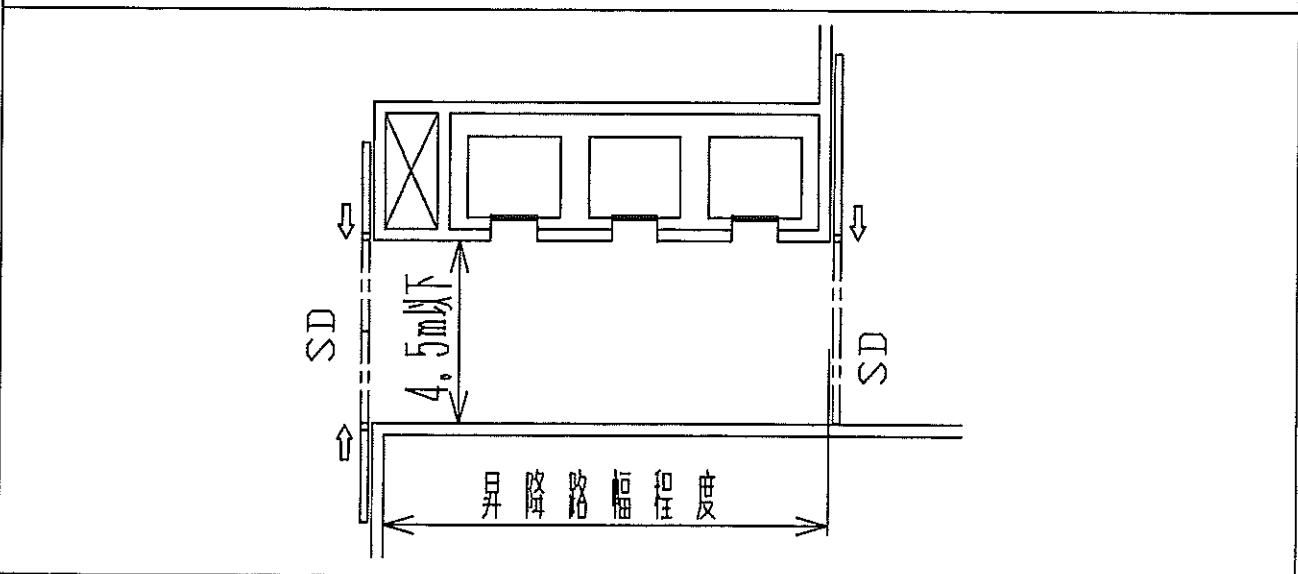
申請仕様の空間構成の代表例を図1～3に示す。

設置場所(1)-1乗降ロビ-を設ける場合  
(エレベーター一列、防火設備片側)

設置場所(1)-2乗降ロビ-を設ける場合  
(エレベーター対面、防火設備片側)



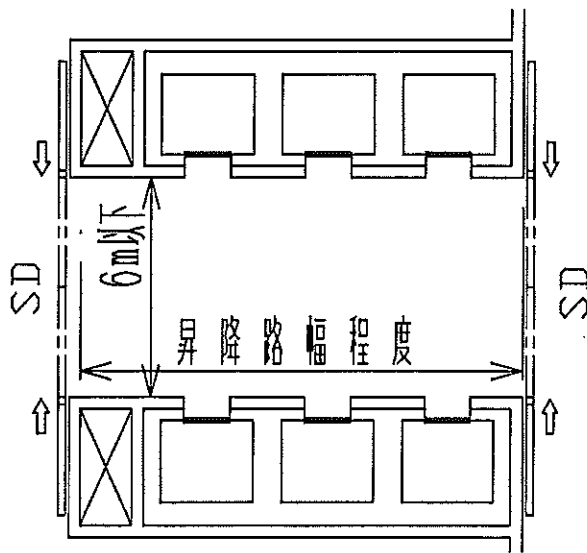
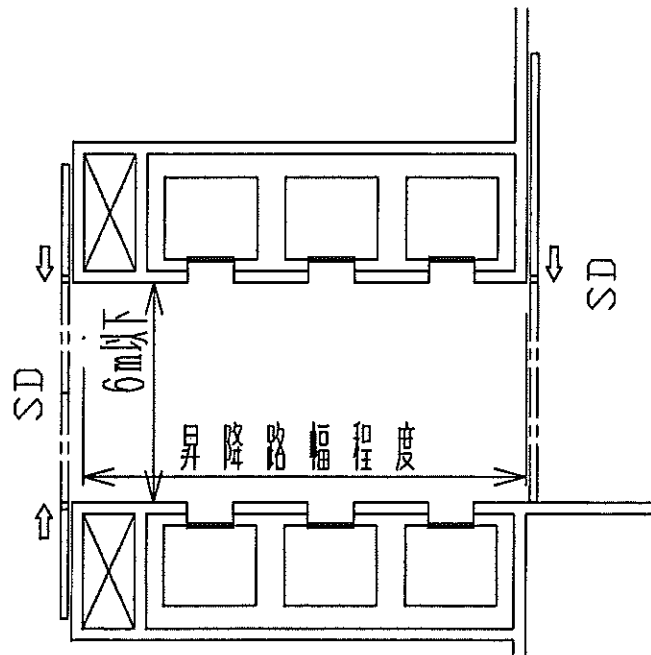
設置場所(1)-3乗降ロビ-を設ける場合(エレベーター一列、防火設備両側)



S D:鋼製引き戸空間を構成する壁。床:準耐火構造

図1 空間配置図

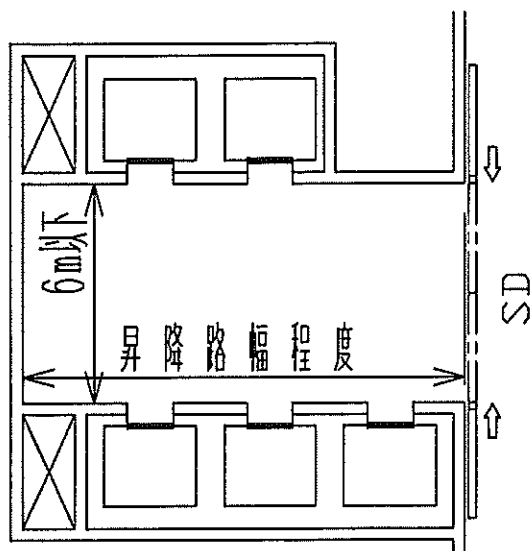
設置場所(1)-4乗降ロビ-を設ける場合(エレベータ-対面、防火設備両側)



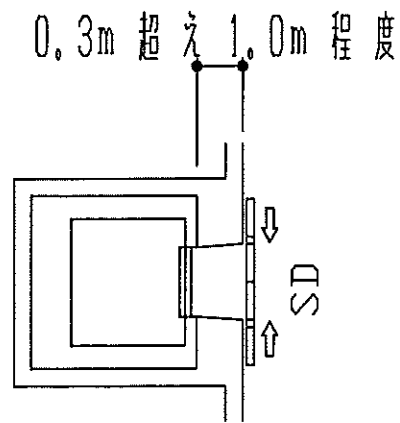
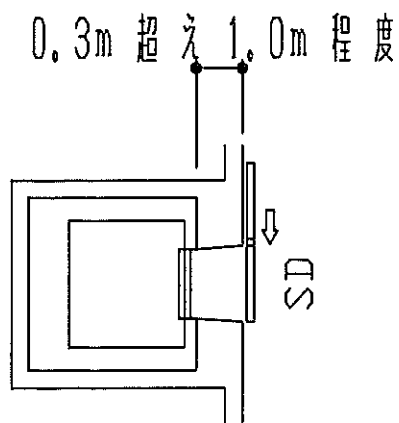
S D:鋼製引き戸空間を構成する壁。床:準耐火構造

図2 空間配置図

設置場所(1)-5乗降ロビ-を設ける場合(エレベータ-対面2、防火設備片側)



設置場所(1)-6非常時に空間(乗場戸から0.3m超え)を形成する場合



S D:鋼製引き戸 空間を構成する壁。床:準耐火構造

図3 空間配置図

3. 申請仕様の寸法：

申請仕様のうち、鋼製引き戸部分の寸法を表1に、閉鎖機構の仕様を表2に示す。

表1 申請仕様（鋼製引き戸部分）の寸法

項 目	申 請 仕 様	
	引き分け	片引き
開口幅 (W)	750 ~ 4,000 mm	750 ~ 2,000 mm
戸枠幅 (WW)	800 ~ 4,050 mm	800 ~ 2,050 mm
開口高さ (H)	1,800 ~ 4,000 mm	
戸枠高さ (HH)	1,840 ~ 4,040 mm	
扉幅 (DW)	845 ~ 2,095 mm	
扉幅 (DW <sub>1</sub> )		
扉幅 (DW <sub>2</sub> )	DW <sub>1</sub> + 15 mm	
扉高さ (DH)	1,800 ~ 4,000 mm	
扉厚 (DT)	40 mm 以上	
枠見込み寸法 (w)	125 mm 以上	
周壁部の仕様	下部	湿式工法（モルタル等）
	三方部	湿式工法（モルタル等） 乾式工法（繊維混入けい酸カルシウム板等）

表2 申請仕様の閉鎖機構の仕様

扉 幅 DW	扉高さ DH	ドア質量	閉鎖速度	閉鎖金物閉じ力 設定値
750 ~ 1,485 mm	1,800 ~ 2,025 mm	119kg以下	0.36 m/s 以下	49.0 N以下
750 ~ 2,285 mm	1,800 ~ 2,025 mm	183kg以下	0.31 m/s 以下	55.0 N以下
750 ~ 885 mm	2,000 ~ 3,025 mm	106kg以下	0.21 m/s 以下	49.0 N以下
750 ~ 1,485 mm	2,000 ~ 3,025 mm	178kg以下	0.29 m/s 以下	55.0 N以下
750 ~ 1,085 mm	3,000 ~ 4,025 mm	174kg以下	0.21 m/s 以下	55.0 N以下

4. 申請仕様の主構成材料：

申請仕様の鋼製引き戸部分の主構成材料を表3に示す。

表3 申請仕様（鋼製引き戸部分）の主構成材料

項 目	申 請 仕 様
上枠、たて枠	熔融亜鉛めっき鋼板 JIS G 3302 SGHC 厚さ 1.6 mm
くつずり*	冷間圧延ステンレス鋼板 JIS G 4305 SUS304 厚さ 1.5 mm
表面材	熔融亜鉛めっき鋼板 JIS G 3302 SGHC 厚さ 0.8 mm (両面張り)
力骨	熔融亜鉛めっき鋼板 JIS G 3302 SGHC 厚さ 2.3 mm
ガラス*	網入板ガラス JIS R 3204 厚さ 6.8 mm

\* ガラス又はくつずりの無い仕様もある。

5. 申請仕様の副構成材料：

申請仕様の鋼製引き戸部分の副構成材料を表4に示す。

表4 申請仕様（鋼製引き戸部分）の副構成材料

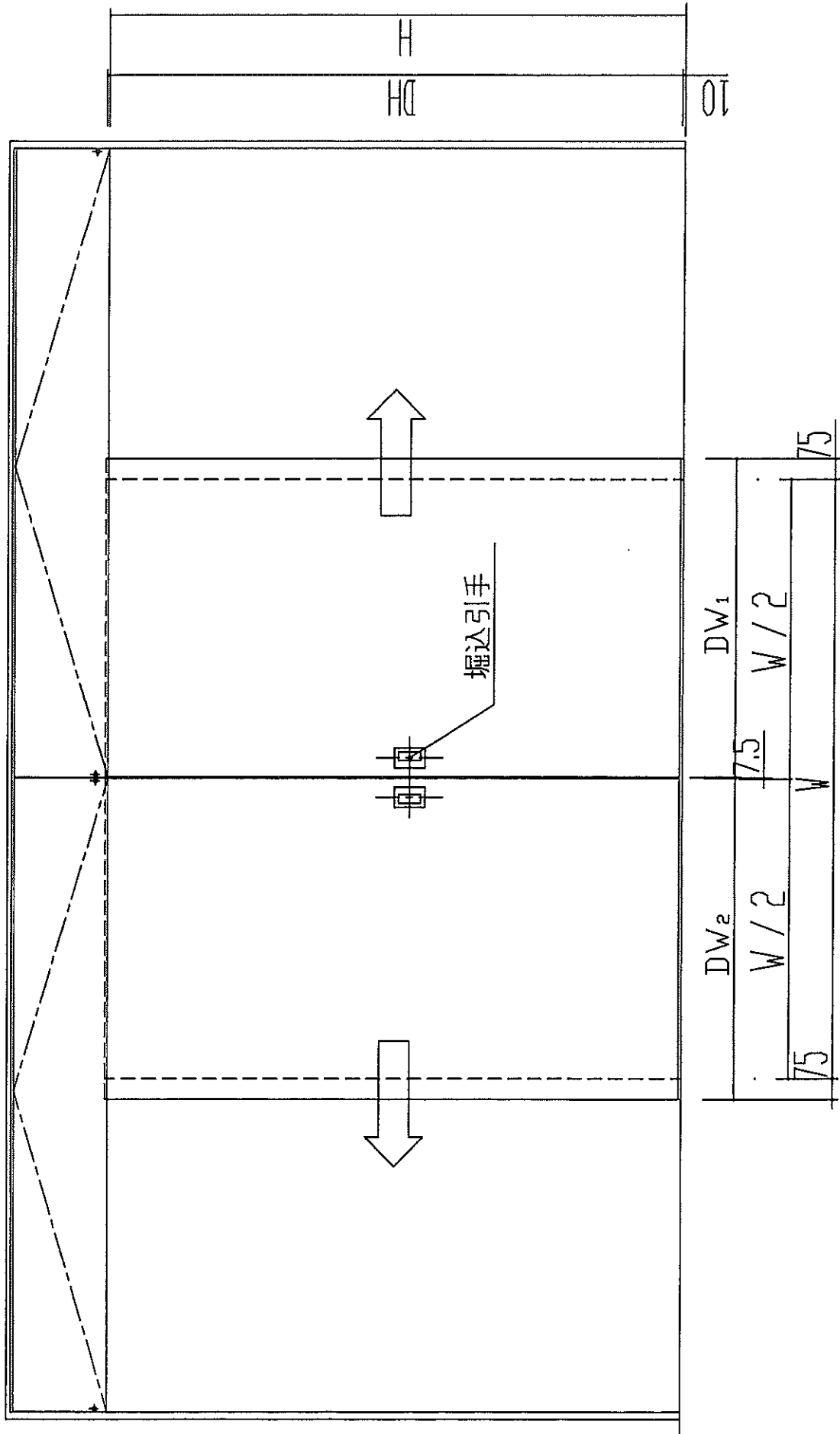
項 目	申 請 仕 様
アンカー	溶融亜鉛めっき鋼板 JIS G 3302 SGHC 厚さ 2.3 mm ピッチ：600 mm以下
掘込引手	冷間圧延ステンレス鋼板 JIS G 4305 厚さ 2.0 mm
引戸クローザー、 ガイドローラー	鋼、ステンレス鋼、等
気密材	シリコーンゴム

\* 引き戸クローザーの開閉力は、引き戸の先端部分で 50 N以下とする。

6. 申請仕様の構造説明図：

申請仕様の鋼製引き戸部分の構造説明図を図4～図14に示す。

単位：mm



正面図

図4 構造説明図（引き分け ガラスなし）



単位：mm

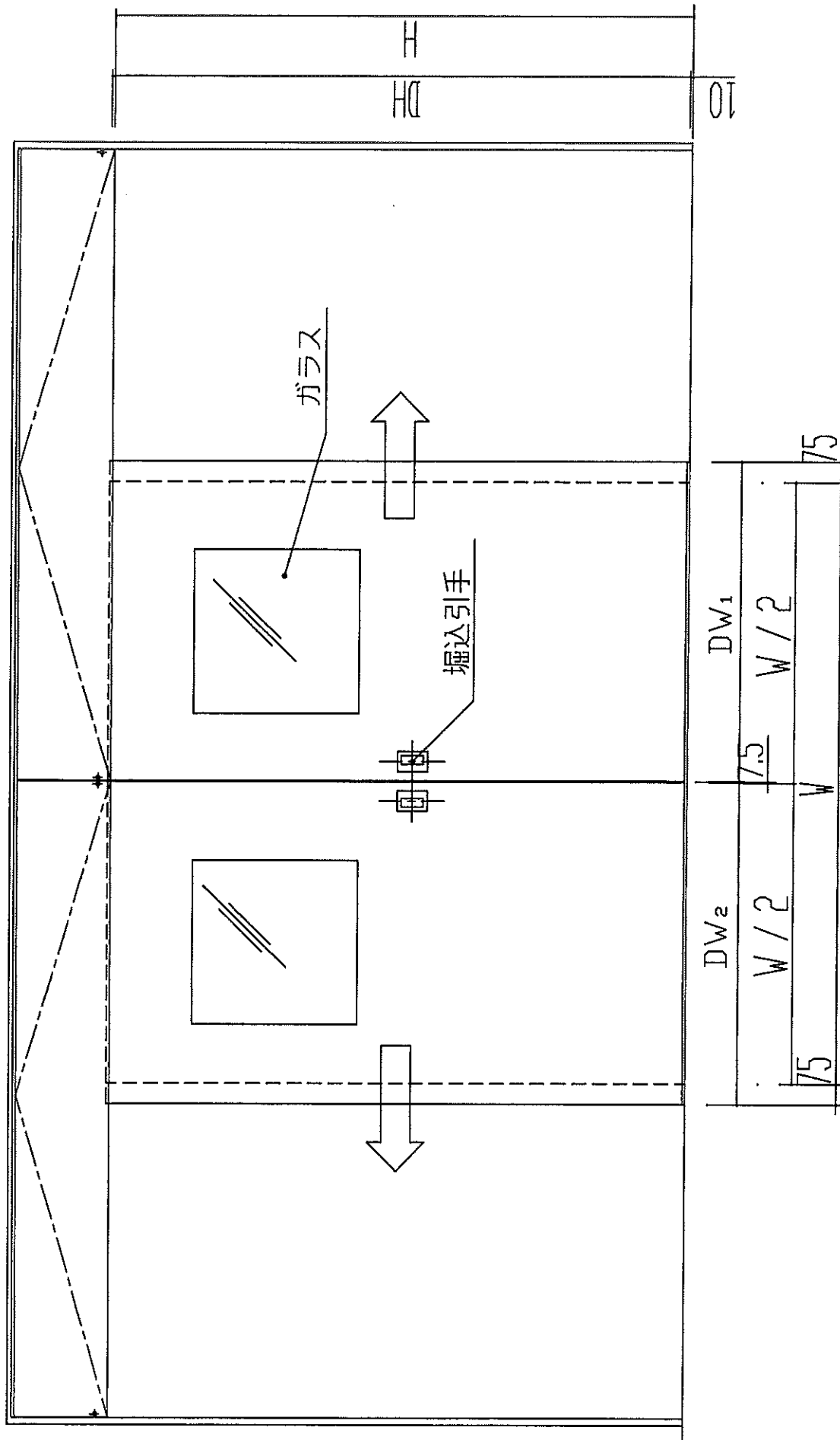
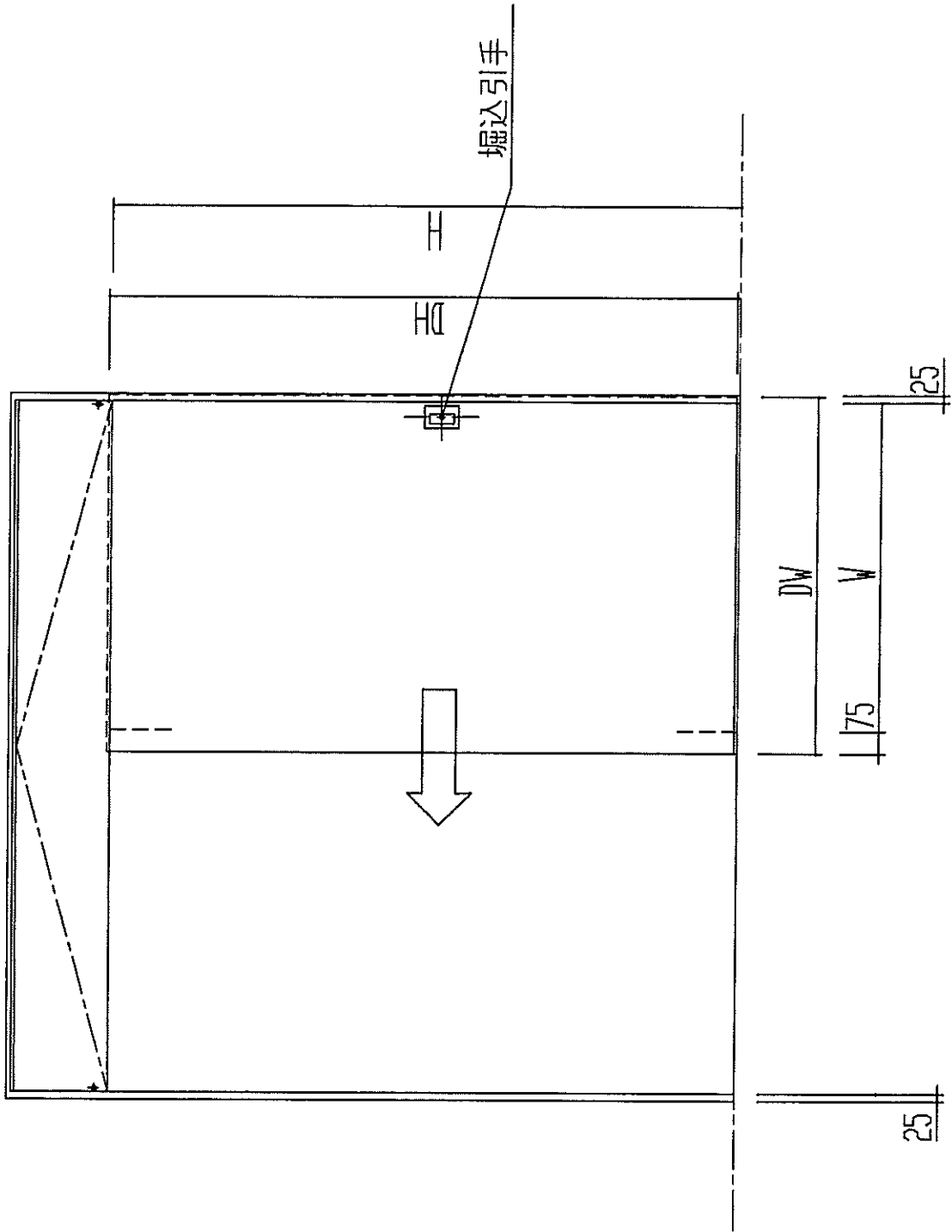


図5 構造説明図 ( 引き分け ガラス入り )

正面図

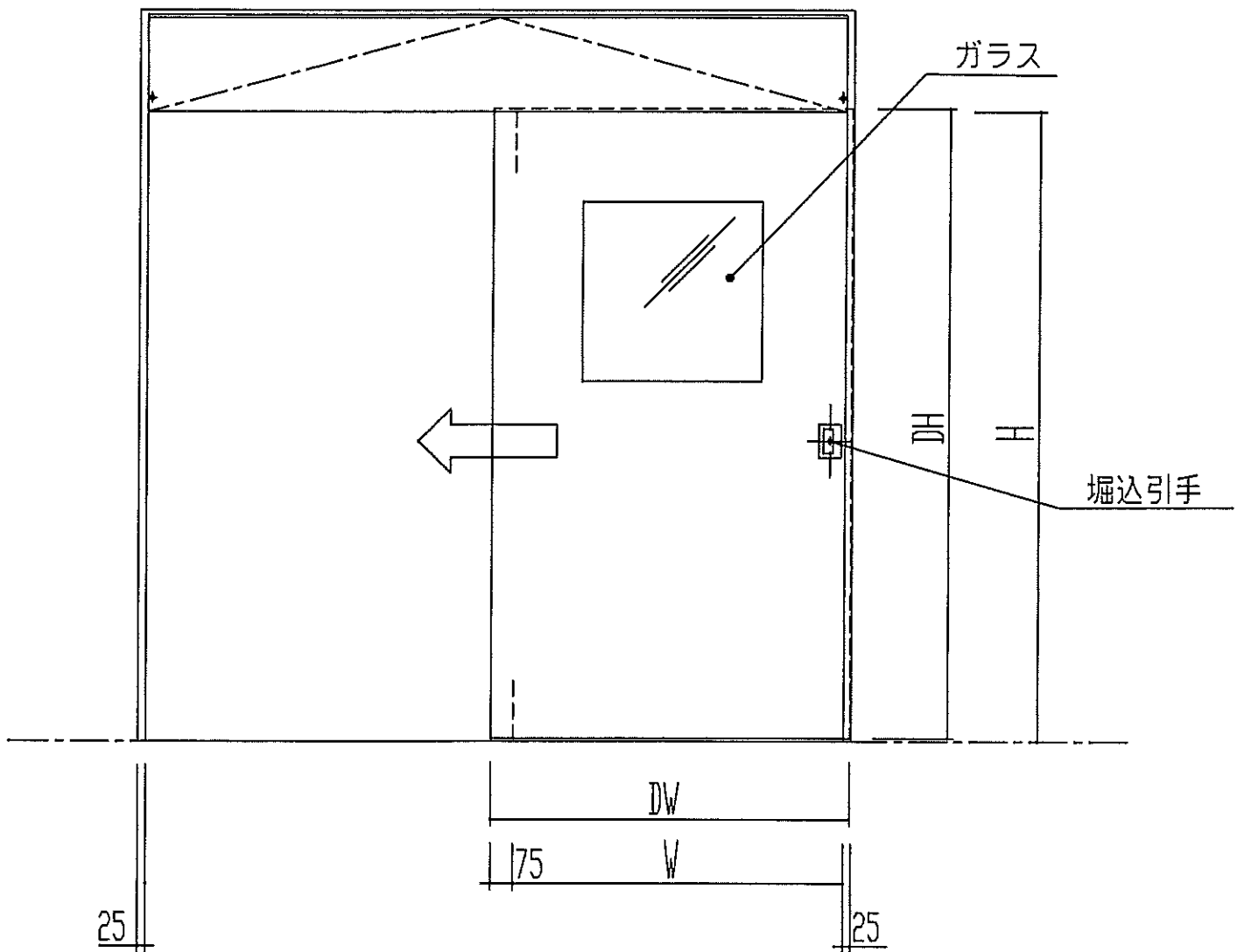
単位：mm



正面図

図9 構造説明図(片引き(ガラスなし))

単位：mm



正面図

図10 構造説明図（片引き（ガラス入り））